

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 13 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530565

研究課題名(和文)新会計基準の導入に起因する利益マネジメントについての実証研究

研究課題名(英文)New accounting standards and earnings management

研究代表者

榎本 正博(Enomoto, Masahiro)

神戸大学・経済経営研究所・准教授

研究者番号：70313921

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円、(間接経費) 630,000円

研究成果の概要(和文)：2000年以降導入されている新会計基準は企業の財務諸表に様々な影響をもたらし、その影響(特に多額の損失)は利益マネジメント(earnings management)の契機となった。例としては、退職給付に係る会計基準、固定資産の減損に係る会計基準及び資産除去債務に関する会計基準がある。本研究では、先行研究で開発されている利益マネジメントの手法についてまず検討した。利益マネジメントの検出手段として、会計的裁量行動である会計方針の変更と会計発生高の調整、実体的裁量行動を考慮した。本研究では、会計基準の導入が経営者の利益マネジメント(会計的裁量行動、実体的裁量行動)の契機となっていることを示した。

研究成果の概要(英文)：Adopting new accounting standards after 2000 has had a vital impact on the preparation of the financial statements of Japanese firms. Some of these new standards are the Accounting Standard for Retirement Benefits, Accounting Standard for Impairment of Fixed Assets, and Accounting Standard for Asset Retirement Obligations. The adoption of these new standards affects earnings management, especially when accounting for large losses. Earnings management in this study includes the change in accounting policy choice, accruals manipulation, and the dispersion of normal operating activities. In this study, I review the methods of earnings management developed in prior studies. Also, I demonstrate that the adoption of the above accounting standards, which significantly affects the preparation of the balance sheet and income statement, triggers earnings management.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学

キーワード：財務会計 会計基準 利益マネジメント 会計的裁量行動 実体的裁量行動

1. 研究開始当初の背景

2000年以降、次々適用されている新会計基準は貸借対照表・損益計算書に大きな影響を与えている。例えば2001年に導入された「退職給付に係る会計基準」(以降、退職給付会計基準とする)は、退職給付引当金の積立不足額が一挙に認識され、多額の会計基準変更時差異という損失をもたらした。2006年から強制適用の「固定資産の減損に係る会計基準」(以降、減損会計基準とする)は、固定資産の減損が一時に認識され、大きな損失をもたらした。また2010年4月1日より始まる会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(以降、資産除去債務会計基準とする)が強制適用された。例えば東京電力の第1四半期(2010年6月30日決算)では資産除去債務が7,641億円認識され、適用に伴う特別損失が571億円も計上された。このように新会計基準によっては利益にかなりの影響があった状況が研究の背景にある。

2. 研究の目的

利益は投資判断、企業の各種契約において明示的ないし黙示的に利用されており、利害関係者が新会計基準適用の影響をどの程度補正しているかは定かではない。それゆえ経営者は急激な利益の変動(特に悪化)を和らげるため様々な方策を施すといわれている。その中に利益を意図的に動かそうとする経営者の裁量行動があり、利益マネジメント(earnings management)と称される。本研究の目的は新会計基準に関する利益マネジメントについて、いくつかの尺度を統一的に用いて比較検討することである。各基準が企業に与えた影響について、利益マネジメントまで視点を広げることで、財務諸表上の数値だけでなく、その全体像が理解可能となる。

また本研究で重要なことは、利益マネジメントの検出方法であるともいえるため、検出方法についても先行研究を基礎に検討する。

3. 研究の方法

(1)本研究では利益マネジメントの検出方法が重要となる。経営者の裁量行動は会計的裁量行動(accounting discretion)と実体的裁量行動(real discretion)に分けられる(岡部1994,52-61)。前者の会計的裁量行動は、生じた事実をそのままにその会計的描写を変えるものである。本研究では会計処理方法の変更と会計発生高(accounting accruals)を調査する。会計発生高は利益とキャッシュ・フローの差額として定義される。そしてJones(1991),Dechow, Sloan, and Sweeney(1995)等で開発された回帰式を用いて非裁量的会計発生高(non-discretionary accruals)、裁量的会計発生高(discretionary accruals)を計算し、後者を経営者の裁量行動により発生した

部分とする。

実体的裁量行動は、主として資源配分を変更する方法である。一時的な値引販売や信用条件の緩和を通じた売上操作、R&D・広告宣伝費等の調整、生産量の調整及び含み損益のある資産の売却等があげられる。本研究ではRoychowdhury(2006)が開発した、3つのモデルを用いて、売上操作の代理変数である異常キャッシュ・フロー、販管費の調整の代理変数として異常裁量的費用、生産量の調整の代理変数である異常製造原価を実体的裁量行動として観察する。

(2)新会計基準に関する利益マネジメントは、(a)適用より前の期における対応(以降「事前対応」とする)と(b)適用期の対応の2つに分けて観察する。(a)事前対応は、一般に事前に将来発生する損失を前倒し計上し、適用期の影響を軽減させる、(b)適用期の対応として、発生する損失の程度を小さく見積もる行動がある。また、会計的裁量行動、実体的裁量行動を駆使し、全体として損失を埋め合わせる方法もある。これとは別に、基準適用に伴う損失をさらに拡大することもある(例えば、ビッグ・バスと称される行動)。本研究では退職給付会計基準で(a)を、減損会計基準と資産除去債務会計基準で(b)を検討した。

4. 研究成果

(1)利益マネジメントの検出手法の深化についての調査

本研究ではまず利益マネジメントに伴う経営者の裁量行動の検出方法の深化について検討した。ここでは会計発生高による検出方法と実体的裁量行動の検出方法のみ、問題点を指摘する。

会計発生高を用いた研究は、Healy(1985)以降利益マネジメント研究の主流となっている。会計発生高の推定は現在でもJones(1991),Dechow, Sloan, and Sweeney(1995)を基礎にした方法が現在でも用いられていることが問題点として指摘される。

会計発生高は、反転する性質が利益マネジメントの検出上問題となっている。Dechow, Hutton, Kim, and Sloan(2012)で、反転を織り込む方法が展開され、検出力の上昇が報告されている。いくつかの研究によれば反転は1期後に起こるケースが多いと考えられるものの、複数期間にわたる分析(反転及び長期的視野の利益マネジメント)の検討が必要であることがわかった。

係数を推定するグループに関する問題では、産業/年で区分したグループで係数を推定することが一般的となっているが、係数を推定する時に産業/年ではなく、規模/年で分析する方法も有用という研究が示されている。また会計発生高の分析で所与とされる営業活動によるキャッシュ・フローに対する裁量行動についても研究があり、その前提も揺ら

いでいることが判明した。

次に実体的裁量行動である。検出方法は会計発生高と同様の進歩をたどっているが、反転に関する研究はそれほど進捗していない。実体的裁量行動は営業活動によるキャッシュ・フローと会計発生高に与える影響が複合的である。さらに実体的裁量行動は統合指標の問題がある。主要な3つの指標を利用することが一般的なため、研究上は別々に検討されるか、統合指標が作成される。裁量的費用を除き、利益に対する影響を抽出しているとは限らないため、複数の指標の統合について問題となる。また利益減少的な実体的裁量行動についても統一的な解釈がもたらされていない。実体的裁量行動の内容を考慮すれば、分析枠組みにもよるが会計発生高と異なりビッグ・バスのような利益減少的な行動を想定する研究は少ないことがわかった。

米国の会計不正発覚以降の会計処理に関する監視の厳格化と時期を符合するように、Roychowdhury (2006)を始めとして実体的裁量行動についての研究が増加してきている。さらに会計的裁量行動と実体的裁量行動の双方について、新たな証拠を提供する機会が増えた。会計発生高だけでなく営業活動によるキャッシュ・フローの操作まで研究対象が広がり、利益の構成要素が網羅され、利益の調整額を多方面から観察可能になっていることがわかった。会計発生高は代理変数として他方面の研究(証券市場、監査研究等)で多く用いられており、その推定方法の深化の波及効果は大きく、実体的裁量行動の推定方法の深化も同様に波及効果があるはずである。

(2) 資産除去債務に関する会計基準と経営者の裁量行動の関連について

2010年4月1日から始まる会計年度から資産除去債務会計基準が導入された。資産除去債務に関する会計基準では資産除去に関する負債とそれに対応する資産を両建計上する。資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来支出(キャッシュ・フロー)を見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。本研究では初度適用時の資産除去債務と経営者の裁量行動との関係を取り上げた。初度適用においては、適用初年度の期首における既存資産の帳簿価額に含まれる除去費用は、資産除去債務の発生時点での割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率が、適用初年度の期首時点と同一であったものとみなして計算した金額から、その後の減価償却額に相当する金額を控除した金額とする(基準第19項(2))。従って、初度適用で計上される負債が大きいほど、加算される資産と負債については大きな差が生じる場合があり、その差は特別損失として計上される。この影響は使用している資産が購入後の期間が長いほど大きくなり、企業によっては多額の特別損失を計上する

可能性がある。

貸借対照表、損益計算書への影響を打ち消すためには、利益を上昇させることが重要となる。従って経営者は裁量行動を実施し、利益を調整するインセンティブを有する。本研究は資産除去債務の大きさと経営者の裁量行動の関係を分析の俎上に上げる。本研究はまず資産除去債務の計上がその期の利益マネジメントに与える影響について分析した。分析モデルは以下である。

$$\text{利益マネジメント尺度}_{it} = \beta_0 + \beta_1 \text{資産除去債務}_{it} + \beta_2 \text{コントロール}_{it}$$

具体的には、**利益マネジメント尺度**は会計的裁量行動、実体的裁量行動を表す変数であり、プラス方向が利益増加的となるよう調整している。会計的裁量行動は裁量的会計発生高、実体的裁量行動は、Roychowdhury (2006)に従い、異常キャッシュ・フロー、異常裁量的費用、異常製造原価を用いた。**資産除去債務**は正の値で投入する。**コントロール**はコントロール変数である。コントロール変数は Roychowdhury (2006)に従って投入している。分析期間は2011年3月期であり、データが入手可能な全企業を対象とした。

回帰式の係数を推定すると、まず会計的裁量行動を被説明変数とした時、**資産除去債務**の係数がプラスで有意である。これは資産除去債務から発生する損失を穴埋めするために、会計的裁量行動を実施したということの意味する。一方、実体的裁量行動は、裁量的費用、異常製造費用を説明変数とする場合、マイナスで有意である。このことは、利益を減らす方向に動かす実体的裁量行動を実施していることになり、会計的裁量行動の結果と反対である。

次に初度適用が利益に与える影響額を一部手作業で入手し、経営者の裁量行動と資産除去債務の計上の影響を分析する。財務諸表への影響は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」あるいは「会計方針の変更」に記載されている。手作業での抽出となるので、製造業でサンプルサイズが確保できる機械業と電気機器業、非製造業で商社、サービス業を対象とした。経営者の裁量行動に与える影響を検出するためには、以下の回帰式が考えられる。

$$\text{利益マネジメント尺度}_{it} = \beta_0 + \beta_1 \text{利益影響額}_{it} + \beta_2 \text{コントロール}_{it}$$

利益影響額は、財務諸表の注記から抽出した利益への影響額でありマイナスの値をとる。上式では利益マネジメント前の利益の状況が考慮されていない。そこで、資産除去債務の影響が利益に対してマイナスの影響のみ与えることを考慮して、利益平準化とビッグ・バスについて検討を加える。Riedl (2004)に倣い、利益の変化がプラスかつプラスの中央値を上回っている場合、マイナスかつマイナスの中央値を下回っている場合にそれぞれ1とする変数(**High**と**Low**)、そしてそれ以外の場合は1とする変数を乗じた変数を作

成する。具体的には次の通りである。

$$\text{利益マネジメント尺度}_{it} = \beta_0 + \beta_1 \text{利益影響額}_{it} * \text{High} + \beta_2 \text{利益影響額}_{it} + \beta_3 \text{利益影響額}_{it} * \text{Low} + \text{コントロール}_{it}$$

上式は、すなわち、資産除去債務の影響を見通した上で、利益が相当上の水準にあるか、あるいは下にあるかで利益マネジメントの状況が異なるかどうかを観察している。

回帰式の係数を解釈した結果、先の結果と大きな差はない。会計的裁量行動については、資産除去債務会計基準の適用が企業に与える影響が大きいほど、利益が低い水準において利益増加的な会計的裁量行動を行うということになる。これに対し、被説明変数が異常裁量の費用、異常製造原価の時は利益減少的な実体的裁量行動を行うという結果を示している。実体的裁量行動と会計的裁量行動の結果が反対である。

分析は、資産除去債務の計上が大きい企業ほど、利益増加的な会計的裁量行動が大きくなり、利益減少的な実体的裁量行動が大きくなる結果を示している。2つの裁量行動が代替的關係と示しているのは一つの成果であるが、一貫した解釈をもたらすためには、推定モデルの展開を含め、リサーチデザインの検討を引き続き行わなければならない。

(3)固定資産の減損に係る会計基準と経営者の裁量行動の関連について

減損会計基準は2005年4月1日から始まる会計年度から適用されている。減損会計基準は早期適用が可能であり、2004年3月31日に終了する会計年度から早期適用可能であった。本研究は減損会計基準の適用が経営者の裁量行動に与えた影響を観察する。具体的には2006年3月31日に減損会計基準が強制適用される企業を対象にして、中間期の減損損失を用いて、それが会計的裁量行動及び実体的裁量行動に与える影響を考察する。

減損会計導入のショックを検討するために、サンプルは強制適用期である2006年4月1日から始まる会計年度に適用した企業に限定する。これは早期適用した企業を含めると減損損失の計上の大きさが異なるからである。強制適用期には、減損会計基準は期首から適用される。減損会計基準を2006年4月1日で始まる会計年度から適用した場合、基準適用以前に発生した減損損失が最初に認識されるのは、2006年9月30日の半期決算時となる。その時点で固定資産に減損が生じていれば減損損失が報告される。2006年3月31日を決算日とする場合、現在と異なり、四半期の会計報告は義務づけられていない。

年度決算でも同様に減損損失を計算するが、収益性や経営計画に大きな変動がなければ、基本的には類似した額が計上されるはずである。従って、経営者が年度決算を重視するのであれば、中間期に計上された減損損失を考慮した裁量行動を期末に実施すると想定される。もちろん中間期の利益を調整する

ために、中間期末に裁量行動を実施することもあり得るが、先行研究でも第4四半期に裁量行動が行われるケースが多いことが報告されている。実体的裁量行動はその性質上、通常期末に実施されると考えられるため、半期で報告された減損損失の影響を受けると考えられる。中間決算で裁量行動を行った場合、その反転が後半期に出現することがあるかもしれないが、この分析では特に考慮していない。

今回の減損会計基準の導入では、先に中間決算において新会計基準の導入の影響が判明するため、その後その損失を打ち消す行動を取る可能性がある。また、減損損失を計上する企業は収益性が低下しているため、ビッグ・バスを実施するかもしれない。本研究では、減損損失の認識と計上自体の裁量性は考慮せず、基準新設で所与として出現したと仮定して分析した。

従って分析では、中間期の減損損失と年度決算の裁量行動の関係を見る。もちろん、収益性の見込みの変動ないし経営方針の変更で減損損失額が中間期から相当変化することも考えられ、サンプルにはそのような企業も混入する可能性は残されている(減損損失をある程度計上しておりかつ中間期と年度決算の値がほとんど変化していない企業に絞った分析を行ったが、結果はあまり変わらない)。

$$\text{利益マネジメント尺度}_{it} = \beta_0 + \beta_1 \text{中間期減損損失}_{it} + \text{コントロール}_{it}$$

利益マネジメント尺度は(2)の分析と同じである。中間期減損損失は正の値で投入する。そのため、中間期減損損失の係数がプラスで有意であれば、減損損失を穴埋めする形で裁量行動が実施されていることになり、マイナスで有意であれば減損損失に加えて新たに損失を計上していることになる。コントロールはRoychowdhury (2006)に従って投入している。

分析の結果、被説明変数に裁量的会計発生高を使用した場合、中間期減損損失の係数はプラスであった。これに対し被説明変数が実体的裁量行動の場合(売上操作と過剰生産)については、中間期減損損失の係数がマイナスであった。さらにこの結果は中間期の減損損失を穴埋めするために、会計的裁量行動を使用しており、減損が発生する実態から利益減少に相当する実体的裁量行動が発生していると解釈可能である。しかしながら、結果として会計的裁量行動と実体的裁量行動の結果が反対であり、実証モデルについてより一層の検討をする必要がある。会計的裁量行動と実体的裁量行動について反対の結果が得られたことは、資産除去債務会計基準と共通の成果と問題点を表している。このことは、推定モデルの問題点を示している可能性がある。

(4)退職給付に係る会計基準の適用が会計処

理方法の変更に与えた影響の分析

2000年4月1日以後開始される会計年度から、退職給付会計基準が適用されている。退職給付会計基準では、退職給付債務をすべて認識し、年金資産の時価の低下などを反映する。これに伴い、我が国企業では、退職給付(給与)引当金の積立不足が表面化した。

積立不足の企業は、2001年の基準適用時に会計基準変更時差異を認識しなければならず、それはいずれ損失として計上される。この損失は企業によって巨額であり、会計基準変更時差異を圧縮するための一つの方法が、退職給与引当金を事前に積み増す方法であり、会計処理方法の変更を伴う。例えば退職給与引当金の計上方法を、自己都合退職による期末要支給額の40%を計上する方法から、自己都合退職による期末要支給額全額(または適切な割引率)を計上する方法への変更がある。

本研究では退職給付会計基準適用前年に会計処理方法の変更を行った企業に着目する。会計処理方法の変更を行い、退職給与引当金を積み増しておけば、翌年の会計基準変更時差異が減少する。従って、この会計処理方法の変更は、翌年の基準適用に伴う利益の減少を緩和する目的があると考えられる。この会計処理方法の変更により、全体としての利益に与える影響が変化するわけではない。つまり、利益減少の前倒しに過ぎない。それにもかかわらず、400件以上の会計処理方法の変更が行われた。

企業が会計処理方法の変更を行った要因及びその変更額に与える影響をモデル化すると下記ようになる。サンプルは2000年3月31日を決算日とする企業で、必要なデータが入手できる企業である。

会計処理方法の変更(変更額) = 要因(積立状況, 規模, 財政状態, 経営状態, ステイクホルダー, 経営者交代, 監査人) + ϵ_{it}

本研究では、上記のモデルで分析する。会計処理方法の変更(あるいは変更額)で、まず重要な要因は、退職給与引当金の積み立てが小さいことである。分析では産業平均からの差を計算する。これは将来の会計基準変更時差異が大きい原因となる。これと関連する要因として企業規模がある。特に従業員数が多いと退職給付会計基準の適用の影響が大きいと考えられる。

また財政状態、経営状態も要因として考えられる。この会計処理方法の変更は利益の減少を伴うため、財政状態の悪化は不可避である。例えば負債比率が大きい企業では、変更するよりも、翌年の業績の回復を見る可能性がある。反対に留保利益が大きい場合には、会計処理方法の変更を吸収するバッファとして働くかもしれない。経営状態も同様で、経常利益が良ければ、前もって会計処理方法を変更し翌年の適用に備える可能性がある。

そのほかの要因として、ステイクホルダーの状況がある。例えば、その企業に対する金

融機関の持株比率が大きく、その影響が大きい場合、巨額の赤字は貸出に悪影響が出る可能性があるため、一時に損失が計上されることを避けようとするかもしれない。経営者が多数の株式を保有しており、借入も小さい場合、赤字が出てもそれほどの影響が出ないこともある。また過去にその企業が利益を平準化させている傾向にあれば、基準適用時にも利益の変動を避ける目的で、会計処理方法の変更を実施して、損失の影響の平準化を図るかもしれない。経営者の交代も会計処理方法の変更に影響しうる。経営者の交代を機に会計処理方法の変更を行い、過去の積み立て不足を前任経営者の責に帰して、翌年以降の利益の減少を食い止める可能性もある。また監査法人も会計処理方法の変更に与える影響が大きいと考えられる。

これら変数を多数考慮して分析した結果、積立状況、規模、金融機関の持株比率が、会計処理方法の変更(もしくは変更額)に影響を及ぼすことが判明した。興味深いのは、金融機関持株比率であり、金融機関の影響が強いと、損失の平準化を促している可能性を示唆するものである。ただし、変数の中には相関係数の高いものがあり、分析モデルはさらなる改良の余地が多い。しかしながら、会計基準適用の事前対応について、会計処理方法の変更に着目した研究は希少性が高いと考えられる。

【参考文献】

- Dechow, P. M., A. P. Hutton., J. H. Kim., and R. G. Sloan. 2012. Detecting Earnings Management: A New Approach. *Journal of Accounting Research* 50 (2): 275-334.
- Dechow, P. M., R. G. Sloan, and A. P. Sweeney. 1995. Detecting Earnings Management. *The Accounting Review* 70 (2): 193-225.
- Healy, P. M. 1985. The Effect of Bonus Schemes on Accounting Decisions. *Journal of Accounting and Economics* 7 (1-3): 85-107.
- Jones, J. J. 1991. Earnings Management during Import Relief Investigations. *Journal of Accounting Research*. 29 (2): 193-228.
- Riedl, E. J. 2004. An Examination of Long-Lived Asset Impairments. *The Accounting Review* 79 (3):823-852.
- Roychowdhury, S. 2006. Earnings Management through Real Activities Manipulation. *Journal of Accounting and Economics* 42 (3): 335-370.
- 岡部 孝好. 1994. 『会計報告の理論 - 日本的会計の探求 - 』森山書店.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

榎本 正博, 首藤 昭信「倒産企業における会計操作の検出」『現代ディスクロージャー研究』第 13 号, 33-48 頁, (査読無), 2013 年 10 月.

榎本 正博, 木村 史彦, 山口 朋泰「日本企業の利益マネジメントの傾向分析 - 国際比較の観点から - 」『産業経理』第 73 巻第 3 号, 109-124 頁, (査読無), 2013 年 10 月.

〔学会発表〕(計 5 件)

Masahiro Enomoto, Fumihiko Kimura, Tomoyasu Yamaguchi. “A Cross-country Study on the Relationship Between Financial Development and Earnings Management,” 2014 International Conference on Accounting and Information Technology, 国立台湾中正大学(台湾), 21st February 2014.

榎本 正博, 木村 史彦, 山口 朋泰, 「日本企業の利益マネジメントの傾向分析 - 国際比較の観点から - 」日本会計研究学会第 72 回大会, 中部大学, 2013 年 9 月 6 日

榎本 正博, 他 11 名「経営者による会計政策と報告利益管理」日本会計研究学会特別委員会報告(委員長(代表):辻 正雄), 2013 年 9 月 4 日, 中部大学.

Masahiro Enomoto, Fumihiko Kimura, Tomoyasu Yamaguchi. “Accrual-Based and Real Earnings Management: An International Comparison for Investor Protection,” 6th International Workshop on Accounting and Regulation, University of Siena (Italy), 5th July 2013.

榎本 正博「利益マネジメントの検出方法の深化」日本ディスクロージャー研究学会第 6 回研究大会(統一論題「ディスクロージャー研究のシンカ」), 神戸大学, 2013 年 1 月 13 日.

〔その他〕

ホームページ等

神戸大学経済経営研究所 Discussion Paper Series (English)

<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/academic/ra/dp/English/dp2013-34.html>

ディスカッションペーパー

6. 研究組織

(1)研究代表者

榎本 正博 (ENOMOTO Masahiro)

神戸大学経済経営研究所・准教授

研究者番号: 70313921